

令和7年度 (2025年度)	保健所の取り組み実績
＜部長の方針・考え方＞ 保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、効果的に機能させる役割があります。また、多様化し、かつ高度化する保健、衛生、生活環境に関する市民の需要に対応するよう、平時から危機発生に備えた体制整備や人材育成に取り組み、専門的かつ技術的業務の推進を図ります。 ① 健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化 ② 安全で快適な生活環境の確保 ③ 専門的かつ技術的業務の推進	
＜部の構成＞ 保健医療課 保健衛生課 保健予防課	＜主な担当事務＞ (1) 健康危機管理に関すること (2) 医事及び薬事に関すること (3) 精神保健及び自殺対策に関すること (4) 食品衛生・環境衛生に関すること (5) 狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること (6) 感染症及び予防接種に関すること (7) 難病対策に関すること

重点的な取り組み：保健所移転に伴う健康危機管理拠点としての機能強化

【施策シート：07—01】

現在の保健所建物は、狭隘で老朽化が進んでいるため、これまで保健センターとして活用していた建物を改修して7月中に移転する計画としており、必要な対応が中断することなく継続できるよう準備を進めています。

移転後は、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の事務所がある枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・関係団体との連携を深めながら大規模災害の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に設置し、協力して円滑な保健医療活動にあたるなど、感染症パンデミックの発生時などを含め、より一層、健康危機管理の拠点としての役割を果たせるよう、機能強化を図ります。

実績	① 令和7年7月に旧保健センター建物に保健所を移転。 ② 令和7年10月 災害時保健活動体制に基づく「避難所巡回模擬訓練」を実施。 ③ 令和7年11月 枚方市災害医療連携訓練において「情報伝達訓練」を実施。 ＜参加機関：市内12医療機関、枚方市医師会、枚方寝屋川消防組合、枚方市役所、枚方市保健所＞ ④ 令和8年1月「保健医療調整本部事務局活動訓練」を実施。 ⑤ 令和8年3月 災害時医療救護訓練（講義・机上訓練）を実施。 ＜参加機関：市内13医療機関、枚方市三師会、枚方市病院協会 参加者数：32名＞
説明	① 計画通り旧保健センターとして活用していた建物を改修して、保健所業務を中断することなく移転後の建物で継続しました。 ② 災害時、避難者の二次的な健康被害や災害関連死を最小化するため、避難所の環境アセスメント、避難者の健康観察や必要な支援に繋げることを任務とす

	る「保健活動チーム」について、発災から参集、巡回準備、避難所での活動、帰庁後の報告に至る一連のプロセスを網羅した状況付与型訓練を実施し、保健活動の実効性の確保及び庁内保健師等の人材育成に取り組みました。 ③ 枚方市災害医療連携訓練（佐藤病院）において、E M I S（広域災害救急医療情報システム）入力及び電話の途絶を想定したM C A無線による情報伝達訓練を実施しました。市内病院、枚方寝屋川消防組合、拠点応急救護所及び保健医療調整本部の間で迅速かつ確実な情報共有体制の構築を図りました。 ④ 枚方市災害対策本部訓練（図上訓練）にあわせて、保健医療調整本部事務局の活動訓練を実施しました。活動訓練では発災後の初動を保健所初動対応アクションカードに基づき、職員の安否確認及び庁舎、ライフライン等の被害状況を確認後、保健医療調整本部を設置、同本部事務局の各班（情報管理連絡班・医療班・保健班・衛生班）を編成し、情報の収集・分析を行い、様々な状況付与に対応するシミュレーション訓練を実施し、保健所職員の災害対応力の向上を図りました。 ⑤ 大規模災害発生時の病院初動対応について理解を深め、迅速な医療救護体制の構築に繋げることを目的に、枚方市三師会、枚方市病院協会及び市内医療機関を対象とした災害対応訓練を開催しました。 病院における災害時の被災状況把握や行動評価、E M I S入力、枚方市保健医療調整本部との連携、拠点応急救護所の設置判断などをテーマに、講義と実践的な机上演習を通じて地域医療の継続と連携体制の強化を図りました。
--	--

重点的な取り組み：事前対応型の感染症対応の推進

【施策シート：07—01】

感染症予防計画、健康危機対処計画等に基づき、感染症の発生の予防及びまん延防止に重点をおいた施策の推進のため、感染症発生動向調査や積極的疫学調査等を適切に実施します。また、大阪・関西万博期間中には、国内外から多数の来訪者が訪れることが予想されることから、大阪府、大阪市、大阪健康安全基盤研究所、J I H S（国立健康危機管理研究機構）で組織される「大阪・関西万博感染症情報解析センター」と連携し、感染症対策の強化を図ります。

また、平時から新興感染症等パンデミックへの備えを進め、有事には発生段階に応じて機動的に対応できる保健所体制が構築できるよう、感染症に係る専門的人材の育成や応援体制の整備、関係機関と連携した訓練などの取り組みを計画的に進めます。あわせて、感染対策向上加算を取得している病院と平時から連携し、地域の医療機関や福祉施設の感染症対応力の向上に向けて、研修会の開催や感染対策に係る相談体制の整備を行い、ネットワークの強化を図ります。

実 績	① 感染症危機対応時に構成される保健所職員、庁内保健師を対象に、P P E（個人防護服）着脱訓練及び感染症危機対応訓練を実施。 ＜P P E着脱訓練参加人数：53人＞ ＜感染症危機対応訓練参加人数：39人＞ ② 市立ひらかた病院との感染症患者移送訓練を実施。＜参加数：市内 15 病院 46 人、北河内圏域保健所等 6 機関 27 人＞
-----	--

	③ 枚方市感染症ネットワーク会議の取り組みとして、医療機関と高齢者施設を対象とした研修会を実施。 ＜医療機関向け研修参加数：14 病院、36 人＞ ＜高齢者施設向け研修参加数：22 施設、36 人＞ ④ 大阪・関西万博の開催にあわせて、感染症の発生リスクに備えた強化サーベイランスを実施。
説 明	① 感染症に係る専門的人材の育成や応援体制の整備を図るため、令和 7 年度は、PPE（個人防護服）着脱訓練、感染症危機発生時の保健所の初動体制や連絡調整の流れについて研修を実施しました。令和 8 年度は、初動体制を円滑に構築できるよう、役割分担等の見直しや訓練を実施します。 ② 新型インフルエンザ等感染症発生時には、保健所が第二種感染症指定医療機関である市立ひらかた病院に患者を移送することになります。令和 7 年度は、患者発生から移送までの連絡調整や、車椅子型アイソレーターを用いての患者移送訓練を実施しました。令和 8 年度も、市立ひらかた病院や北河内圏域保健所と連携し、訓練を継続します。 ③ 感染症対応における地域の連携体制の推進を目的として設置している「枚方市感染症ネットワーク会議」の取り組みとして、令和 7 年度は感染対策向上加算 1 を取得している 5 病院と連携し、医療機関や高齢者施設を対象とした研修を行いました。また、感染対策向上加算を取得していない病院等の院内感染対策サポートのため、施設を訪問しての助言を行いました。 ④ 大阪・関西万博の開催期間および前後 1 か月の期間において、強化サーベイランスに指定された麻しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等の対象疾患が発生した際には、通常の積極的疫学調査に加えて、万博との関連についても聞き取りを行い、大阪健康安全基盤研究所へ情報提供を行いました。

重点的な取り組み： 高度医療機器使用の難病患者への災害時支援

【施策シート：06—03】

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者等を対象に、関係機関と連携し、災害時個別支援計画の作成や災害訓練を実施します。また、高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の利用により、患者等が災害時に避難先となる病院でのレスパイト入院を経験し、災害時の備えを促進できるよう支援します。あわせて、市内の保健・医療関係機関で構成する難病ネットワーク等を通じて、主治医や在宅支援に関わる機関と連携し、レスパイト及び災害時支援体制の整備に向けた取り組みを推進します。

取り組みの成果を測る指標	令和 7 年度目標値	令和 7 年度実績
「療養生活について相談できる人がいる、または困っていることがない」と回答した割合 (アンケートに上記回答した件数／難病患者更新受付時アンケート回答数)	95%以上	88.8%

実 績	① 人工呼吸器使用者等を対象に災害時個別支援計画を作成。 <35 件> ② レスパイト入院費用の助成。 <申請人数 4 人、申請件数（延） 8 件>
説 明	① 電源依存度の高い人工呼吸器使用者等について、訪問看護ステーションを中心とする関係機関と連携し、災害時個別支援計画の作成・更新や訓練を行いました。また、令和 7 年度は、訪問看護ステーションと安否情報の共有をスムーズに行うための手順書を作成しました。 ② レスパイト入院の費用助成については、患者本人や家族の意向にそって丁寧な支援を行った結果、新たに 2 人の利用につながり、家族の負担軽減と在宅療養の継続に寄与しました。引き続き、受け入れ病院や在宅支援機関との連携・調整を図り、利用に向けた支援を推進します。

重点的な取り組み：動物愛護・適正飼養の推進

【施策シート：07—02】

動物愛護の取り組みとして、イベントや講習会の開催による適正飼養啓発、飼主への飼い方指導などを行います。また、捕獲・収容またはやむを得ず飼い主から引き取った犬・猫の譲渡の促進を図り、引き続き、殺処分ゼロをめざします。加えて、ペットや飼い主のいない猫の過剰繁殖による地域での生活環境の被害を抑制するために、不妊手術費に対する補助制度および地域猫への不妊手術補助制度についてさらに周知を行い、動物と共存できるまちづくりに取り組みます。令和 6 年度に多くの猫が譲渡された実績を維持できるよう継続して譲渡に努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和 7 年度目標値	令和 7 年度実績
犬猫の譲渡・返還数割合 （飼い主への返還、新たな飼い主へ譲渡した件数／保健所で引き取った犬猫の件数（年度単位））	80%	87.5%

実 績	① 動物愛護に関するイベントや講習会の開催。 <飼い方教室：犬・猫各 1 回、パネル展：2 回> ② 保健所で捕獲・収容・引き取りした犬・猫の譲渡の促進。 <犬譲渡数 1 頭 猫譲渡数 11 匹> ③ 猫の不妊手術費に対する補助。 <地域猫 12 匹、地域猫以外 317 匹>
説 明	① 犬・猫の飼い方教室を各 1 回、動物愛護パネル展を市内 2 会場で開催し、市立小学校 4 年生及び 6 年生の全児童に対して動物愛護啓発パンフレットを配布しました。また苦情・相談のあった犬猫の飼い主に対して指導を行い、終生飼養・適正飼養を啓発しました。 ② 保健所の移転に伴い、譲渡促進のため動物管理室の環境を更新し、市ホームページやパネル展で譲渡動物の周知を行いました。その結果、譲渡・返還率の目標を達成するとともに殺処分ゼロを継続することができました。 ③ 広報ひらかたや市ホームページで補助金制度の周知を行ったことにより、地域猫の申請が前年より増加しましたが、地域猫以外の申請は前年度より減少し

	ました。また、より利用しやすい制度となるよう令和8年度より対象動物病院を拡大することとしました。
--	--

重点的な取り組み：不妊治療ペア検査費助成事業の推進

【施策シート：14-01】

子どもを望む夫婦が、早期にペアで受診・検査を行うことにより、不妊の原因を発見し、必要に応じて適切な治療を始められるよう、令和6年度から不妊症の検査に係る費用への助成を実施しています。より多くの利用につながるよう引き続き周知を行い、不妊症の治療に取り組みやすい環境づくりに努めます。

取り組みの成果を測る指標	令和7年度目標値	令和7年度実績
夫婦ペアで早期に不妊検査を受けることにより、適切な医療に繋がった割合（検査後に不妊治療を開始した件数／助成件数）	80%	92%

実 績	申請があった全件に対して審査・助成を実施。 ＜申請件数：254件、助成件数：254件＞
説 明	令和7年度は、男性の検査を促進するため泌尿器科を標榜する市内医療機関等へのチラシの配架依頼や申請締切前の広報誌掲載など、啓発活動に力を入れた結果、令和6年度の助成開始以降、申請件数が1年で1.9倍に増加しており、一定の需要に対応し、普及してきているものと考えられます。 治療への移行率は92%と目標の80%を超えており、早期治療開始への一助となっています。 令和7年度申請では、総検査費用の約85%を交付金額で賄っており、金銭的な負担軽減効果もみられました。

重点的な取り組み：带状疱疹ワクチン定期接種の実施

令和7年4月から带状疱疹が予防接種法のB類疾病に位置付けられ、個人の発症や重症化の防止を目的に、带状疱疹ワクチンの定期接種が開始されました。带状疱疹ワクチンの定期接種は、効果や接種費用が異なる2種類のワクチンから被接種者が選択することや、対象年齢の考え方がわかりにくいことから、適切な情報が行き渡るような発信方法による周知に努め、希望する市民がスムーズに接種できる環境づくりに努めます。

実 績	市医師会や協力医療機関等と連携し、令和7年4月から带状疱疹ワクチンの定期接種を開始。＜接種数：11,689件＞
------------	---

説 明	新たな定期接種として带状疱疹ワクチン接種をスムーズに開始するため、開始前に市取扱医療機関を対象とした説明会を実施し、市民に向けては広報誌や市ホームページで周知に力を入れました。7月には令和7年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、100歳以上になる全対象者に個別通知を発送し、ワクチン種別や効果、自己負担額、接種期間、取扱医療機関などの詳細をお伝えすることで、希望する市民が身近な地域で安心して接種できる環境づくりに努めました。
-------------------	--

重点的な取り組み：生活環境に関する衛生水準の向上

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。

そのほか、全ての食品事業者に義務化されているHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理について、さらなる定着と継続的な改善を進めます。また、飲用井戸については令和7年6月にPFOS及びPFOAの水質基準化、さらに令和8年4月より測定義務化が予定されていることから、専用水道について定期的な水質検査による安全性の確認を行うとともに、家庭用井戸の利用者には継続して飲用を控えるよう周知啓発を行うことなどにより、健康危機事象発生 of 未然防止に努めます。

実 績	① 食品衛生関係施設及び生活衛生関係施設などへの立入検査等、適正な維持管理指導を実施。 ＜立入数：食品衛生関係施設 1,014 施設 生活衛生関係施設 370 施設＞ ② HACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理について、さらなる定着と継続的な改善の推進。 ③ 専用水道について定期的な水質検査による安全性の確認を行うとともに、家庭用井戸の利用者には飲用を控えるよう助言を実施。
説 明	① 枚方市保健所監視指導計画等に基づき、施設への立入検査及び検体の検査を実施し、食品や生活環境の安全性の確保と衛生に関する正しい知識の普及を図りました。食品衛生施設に対しては、特に加熱不十分な鶏肉メニューを提供する施設や腸管出血性大腸菌（O-157）食中毒のリスクが高いメニューを提供する施設などに重点的に監視指導を行うとともに、保育所（園）等の給食調理施設の立入を行い、安全に食品を提供するための助言及び調理従事者への食中毒予防対策について啓発を行いました。生活衛生関係施設に対しては、立入検査時に衛生管理状況の確認、指導を行いました。特に、多数の人が利用する特定建築物（建築物衛生法）では、室内二酸化炭素濃度の測定を実施し、換気状況の確認を行いました。また、レジオネラ症発生予防のため、公衆浴場や遊泳場においては浴槽水等のレジオネラ属菌検査を実施し、維持管理指導を行いました。 ② 食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、従来からホームページ上で公開している解説動画を、窓口でもDV

	Dにより視聴できる環境を整えたほか、簡便に衛生管理計画の作成・記録・振り返りが可能な様式を用いて申請・届出受付時に助言指導し、立入検査時には実施記録を点検して、HACCP（ハサップ）の定着に向けた衛生指導を実施しました。 ③ 専用水道で井戸水を処理して利用している施設のうち、有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）の原水濃度が暫定指針値を超過している施設については、昨年度に引き続き、処理設備を適正に稼働させ、給水栓での濃度が暫定目標値を下回るよう継続指導を行いました。家庭用井戸に関する飲用相談については、井戸の深度が比較的浅く周辺環境の汚染の影響を受けやすいことから、飲用を控えるよう助言を行いました。
--	--